明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（二三一）　二
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三二）　二
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（二三三）　三

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　六
○特定金融指標算出者に関する内閣府令（同三九）　三

〔府令・省令〕
○投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務三）　七
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　七
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　七
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　七

〔省　令〕
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学二五）　八

〔告　示〕
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件等の一部を改正する件（金融庁三〇）　八
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同三一）　八
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第十九条の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業六）　九
○労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部を改正する件（金融庁・厚生労働三）　九
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件等の一部を改正する件（金融庁・農林水産六）　九
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一〇六）　一〇
○道路に関する件（東北地方整備局一〇四）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一〇五）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二五七）　一〇
○道路に関する件（同二五八～二六一）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局八九、九〇）　一〇
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一〇二）　一〇

〔人事異動〕
総務省　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所　一〇
公示催告、破産、免責、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
日本放送協会入札、税理士登録者、個人型年金規約等の一部を変更する規約関係　一〇
地方公共団体　一〇
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他　一〇
会社決算公告　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（文部科学省）

1　大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生に係る学資金の返還免除の手続を改めることとした。（第八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三二号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四四号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日を平成二七年五月二九日とすることとした。

◇金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三三号）（金融庁）

金融商品取引法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　短期大量譲渡の基準

大量保有報告制度における短期大量譲渡の基準について、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前六〇日間（短期大量譲渡報告対象期間）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの二分の一以下である場合又は一〇〇分の五以下である場合を除外することとした。

同制度における短期大量譲渡に係る報告の記載事項のうち、譲渡を受けた株券等が僅少である者については、対価に関する事項に限ることとされたところ、当該者の要件として、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が一〇〇分の一に満たない者とすることとした。（金融商品取引法施行令第一四条の八関係）